この表では、教育職員免許法施行規則に定める各科目区分において履修が義務づけられる必要最低限の科目と単位数を示す。 教職課程履修者は在籍する各コース(専門)に該当する科目を全て履修しなければならない。

教育職員免許法施行規則に 定める科目区分		本学で開講する授業科目						
		学		単位数				
科目	最低修得 単位数	, 科 目	授業科目	器楽	声楽	グローバル教養	演奏家 (器楽)	演奏家 (声楽)
ソルフェージュ		専門教育科目	ソルフェージュ I	2	2	2	2	2
声楽 (合唱及び日本の 伝統的な歌唱を 含む。)	20		専門実技 I (声楽)		8			8
			専門実技Ⅱ(声楽)		8			8
			専門実技Ⅲ(声楽)		8			8
			専門実技IV (声楽)		8			8
			合唱 I (日本の伝統的な歌唱を含む※1)	2	2	2	2	2
			合唱Ⅱ		2			2
			合唱Ⅲ		2			2
			合唱IV		2			2
			副科声楽I	2		2	2	
			声楽アンサンブル		2			2
器楽 (合奏及び伴奏 並びに和楽器 を含む。)			専門実技(器楽) I	8			8	
			専門実技(器楽) Ⅱ	8			8	
			専門実技(器楽) Ⅲ	8			8	
			専門実技(器楽) IV	8			8	
			副科ピアノI※3 ※4 ※8	2	2	2	2	2
			副科ピアノⅡ※3 ※4 ※8	2	2	2	2	2
			副科ピアノⅢ※5			2		
			ピアノ伴奏法B※1 (和楽器を含む※2)	2	2	2	2	2
			<i>合奏 I</i> ※6	2				
			合奏Ⅱ※6	2				
			<i>合奏Ⅲ</i> ※6	2				
			<i>合奏IV</i> %6 %7	2				
			室内楽 I				2	
			室内楽Ⅱ				2	
			室内楽Ⅲ				2	
			室内楽IV				2	
指揮法			指揮法	2	2	2	2	2
音楽理論、作曲法 (編曲法を含む。) 及び音楽史 (日本の伝統音楽 及び諸民族の音 楽を含む。)			西洋音楽史	4	4	4	4	4
			日本音楽史	4	4	4	4	4
			和声法	4	4	4	4	4
			楽式論	4	4	4	4	4
			民族音楽学1	2	2	2	2	2
			民族音楽学2	2	2	2	2	2
			作曲法(編曲法を含む)	2	2	2	2	2

- ※1 ピアノ専門は「ピアノ伴奏法A(和楽器を含む)」4単位となる。
- ※2 和楽器研究:筝/日本の伝統的な歌唱研究:筝歌を履修しなければならない。
- ※3 ピアノ専門は履修しなくてよい。
- ※4 オルガン・チェンバロ専門は「通奏低音奏法」となる。
- ※5 音楽教育専門を対象とする。
- ※6 専門別に授業科目を振り分ける。 ピアノ専門は「ピアノ・アンサンブル」、弦楽器専門は「弦楽合奏」、ハープ専門は「ハープ・アンサンブル」、 ギター専門は「ギター・アンサンブル」、管楽器専門は「管楽合奏」、打楽器専門は「打楽器合奏」、オルガン・
  - 古楽専門は「古楽合奏」となる。
- ※7 ピアノ専門は「演奏法」、オルガン専門は「オルガン演奏法」となる。※8 グローバル教養コース音楽学専門で入学試験の際にピアノ以外の楽器で受験した者は「副科器楽」でピアノを履修しなければならない。